

いのち  
**生命の安全教育月間**

千葉市は、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実、相談体制の強化を進めています。毎年4月を「生命（いのち）の安全教育月間」とし、子供たちに①生命（いのち）の尊さやすばらしさ、②自分を尊重し大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）を発信するため、学校等と協力して、以下の事項に取り組みます。

	実施内容	対象
(1) 教育・啓発	①「子どもの権利リーフレット」を活用し、子どもの権利を教える。	全児童生徒
	②水着で隠れる部分「プライベートゾーン」と身を守るための方法を教える。	全児童生徒
	③低学年では、生命（いのち）の安全教育の教材を活用し、「水着で隠れた部分」は自分だけの大切なところであることや相手の大切なところを見たり触ったりしてはいけないこと、いやな触られ方をした場合の対応等を教える。	小1
	高学年では生命（いのち）の安全教育の教材を活用し、SNSで見えない相手とつながる危険性や安全な意思決定、行動選択について教える。	小5
	④CAP 絵本の読み聞かせを行い、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守るための予防方法を教える。	小3
	⑤図書室に子どもの権利に関する本を紹介するコーナーを設置する。	中・中等・高
(2)相談体制	子どもにここサポート・相談窓口を紹介する。	全児童生徒
(3)周知	学校だより等を通じて、保護者に性暴力防止対策について情報発信する。	
(4)点検	校内死角点検を実施する。	

**生命（いのち）の安全教育の実施**



**【全児童生徒の取組】**

**「子どもの権利」についての学習**

千葉市全小・中・中等・高・特別支援学校の児童生徒に「子どもの権利リーフレット」を配布します。すべての子どもたちが権利を持っていること、それらの権利は守られるべきであることを知るとともに、自分も他の人も大切にしていこうとする姿勢を育みます。

**プライベートゾーンの学習と自分の身を守るための学習**

プライベートゾーン（水着で隠れる部分）は見せない、触らせない。他人のプライベートゾーンは見ない、触らない。触らせたりしてはいけないことを伝え、他人との正しい距離感の学習をします。また、もしも誰かに「プライベートゾーン」をさわられそうになった場合の対処方法（イヤ！と言う。とにかく逃げる！ひとりで悩まず相談する！）を学習します。

## 【児童生徒の発達段階に応じた取組】

### 《小学校1年生と5年生》

#### プライベートゾーンについての学習（小1）

小学校1年生では、生命（いのち）の安全教育のための教材（文科省作成）を活用し、「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ、相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを伝えるとともに、いやな触られ方をした場合の対応を学習します。

#### SNSでつながる危険性等の学習（小5）

小学校5年生では、上記の内容に加え、SNS等を介しての性暴力被害を未然に防ぐために、心と体の距離感が守られないときの対処方法やSNSで見えない相手とつながる危険性、安全な意思決定や行動選択について学習します。

### 《小学校3年生》

#### CAP絵本の読み聞かせ

小学校3年生を対象に、「CAP絵本 あなたが守るーあなたの心・あなたのからだー」の読み聞かせを行います。

### 《中学校・中等教育学校・高等学校》

#### 図書コーナーの設置

中学校、高等学校等では、図書室に子どもの権利に関する本を紹介するコーナーを設置します。

#### 教育相談体制の充実



相談員が子どもたちの悩みや不安などの相談にのる「子どもにここをサポート」を実施します。4月に「子どもにここをサポート」や「相談窓口」の案内を全児童生徒に配布します。

#### 保護者への啓発活動



学校だより等を活用し、性暴力防止対策についての情報発信をするなど保護者の啓発に努めます。特に、保護する子供の様子に違和感や異変を感じた際は、ためらわずに学校等に相談することを改めて周知します。

#### 啓発ポスターの掲示



「生命（いのち）の安全教育月間ポスター」「子どもにここをサポート案内ポスター」を学校や公民館等に掲示し、啓発に努めます。

#### 校内の死角点検と周知



校内における死角を点検し、改善・対策を行うとともに、鍵の管理の一元化を図ります。管理職から校内の死角の場所、対策について全職員に周知します。また、学校だより等を通じて保護者及び地域に学校の取組を紹介します。

